

報告第15号

専決処分事項の報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和元年12月6日提出

新城市長 穂積亮次

専決第7号

和解及び損害賠償の額の決定

新城市長の専決事項の指定（平成17年11月24日議決）第1号及び第2号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年11月13日専決

新城市長 穂積亮次

- 1 事故発生日時 令和元年9月12日 午後3時56分
- 2 事故発生場所 新城市庭野字原川38番地
- 3 賠償する相手方 新城市庭野字原川38番地
柿野クリーンサービス有限会社
代表取締役 柿野健一
- 4 事故の概要 樹木の伐採作業中にダンプトラックを後退させた際、駐車していた相手方車両に接触し、車両の右後部が破損した。
- 5 損害賠償額 198,968円

報告第16号

専決処分事項の報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和元年12月6日提出

新城市長 穂積亮次

専決第8号

和解及び損害賠償の額の決定

新城市長の専決事項の指定（平成17年11月24日議決）第1号及び第2号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年11月15日専決

新城市長 穂積亮次

- 1 事故発生日時 令和元年9月17日 午前9時35分頃
- 2 事故発生場所 新城市名越字広貝津地内 名越公民館敷地内
- 3 賠償する相手方 

区長 長坂伊一
- 4 事故の概要 資源物等の回収をするため、車両を停車しようとした際に、車両の幌部分が公民館の軒に接触し、雨樋が破損した。
- 5 損害賠償額 33,275円